豊中市告示第２６号

豊中市新千里消防署外２か所トイレ等内装改修給排水衛生設備工事その３の工事請負契約に係る一般競争入札について

豊中市新千里消防署外２か所トイレ等内装改修給排水衛生設備工事その３の工事請負契約について、次のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「施行令」という。）第１６７条の６の規定により公告します。

令和７年１月１６日

豊中市長　　長　内　　繁　樹

１　入札に付する事項

(1) 工事名

豊中市新千里消防署外２か所トイレ等内装改修給排水衛生設備工事その３

(2) 工事場所

豊中市新千里西町２丁目２番１４号外２か所

(3) 工事概要

豊中市新千里消防署外２か所のトイレ等給排水衛生設備工事一式を行うもの

(4) 工期

契約締結日から令和７年１０月１７日（金）まで

(5) その他

本入札は、豊中市電子入札システム（ＵＲＬ（https://e-bid.nyusatsu.ebid-osaka.jp/CALS/Accepter/index.jsp?KikanNo=0203&HachuType=0）。以下「電子入札システム」という。）により行う。

２　入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件をすべて満たした者

(1) 施行令第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

(2) 公告日において豊中市建設工事入札参加資格の空調・給排水の認定を受けていること。ただし、当該認定の際に提出した業者登録カードに空調・給排水の認定に係る希望順位を１と記載した者であること。

(3) 建設業法（昭和２４年法律第１００号）に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。

(4) 本市から豊中市入札参加停止基準（平成７年６月１日制定）に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。

(5) 本市から豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成２４年２月１日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。

(6) 管工事について、経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の総合評定値（最新のもの）を受けていること。

(7) 管工事について、建設業法に基づく建設業の許可を有していること。

(8) 工事請負契約１件の請負金額が１７，０００千円（豊中市内に本店を有する者にあっては１３，０００千円）（取引に係る消費税及び地方消費税を含む。共同企業体については、出資比率に応じて算出した金額であること。）以上の管工事一式を元請けとして施工した実績があること（入札日において竣工済みであること。）。

(9) 本工事の契約締結日において、現場代理人を工事現場に配置し得ること。ただし、本入札の一般競争入札参加申込書の提出日現在において、３か月以上、直接的かつ恒常的な雇用関係を有している者であって、経営業務の管理責任者又は営業所の専任技術者でないものであること。

(10) 本工事の契約締結日において、管工事に対応する主任技術者又は監理技術者を建設業法に基づき適切に配置し得ること。ただし、本入札の一般競争入札参加申込書の提出日現在において、３か月以上、直接的かつ恒常的な雇用関係を有している者（主任技術者又は監理技術者を工事現場に専任

で配置しなければならない場合にあっては、経営業務の管理責任者又は営業所の専任技術者でない者に限る。）であること。

(11) 本入札の申込書類及び入札書の提出期間の末日までに、電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成１３年総務省・法務省・経済産業省令第２号）第１３条第１項第１号の電子証明書（ＩＣカード）を取得し、及び電子入札システムを利用するための登録（利用者登録）を電子入札システムにより完了していること。

(12) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成１７年法律第８７号）第６４条による改正前の商法（明治３２年法律第４８号）第３８１条第１項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第１０７条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。

(13) 平成１２年３月３１日以前に民事再生法（平成１１年法律第２２５号）附則第２条による廃止前の和議法（大正１１年法律第７２号）第１２条第１項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

(14) 平成１２年４月１日以後に民事再生法第２１条第１項又は第２項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第３３条第１項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第１７４条第１項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

(15) 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条第１項又は第２項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第２条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和２７年法律第１７２号。以下「旧法」という。）第３０条第１項又は第２項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法第４１条第１項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法第１９９条第１項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

3　申込制限

２の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、本入札に参加することができない。

(1) 令和７年豊中市告示第２２号により公告した豊中市立第四中学校外１校トイレ改修給排水衛生設備工事、令和７年豊中市告示第２３号により公告した豊中市立大池小学校外１校校舎トイレ改修給排水衛生設備工事、令和７年豊中市告示第２４号により公告した豊中市立第十二中学校トイレ内装改修給排水衛生設備工事又は令和７年豊中市告示第２５号により公告した豊中市立新田小学校外１校体育館トイレ等内装改修給排水衛生設備工事の落札候補者

(2) 公告日前１年以内に本市（上下水道局及び市立豊中病院を含む。以下同じ。）が一般競争入札（特定建設工事共同企業体による入札を除く。）又は指名競争入札により発注した予定価格３０，０００千円以上の工事（以下「３０，０００千円以上の工事」という。）に対する本市の竣工検査で、６０点未満の工事成績を取得したことがある者（公告日前１年以内に竣工した３０，０００千円以上の工事に対する本市の竣工検査で、８０点以上の工事成績を取得したことがある者を除く。）であって、当該６０点未満の工事成績を取得した３０，０００千円以上の工事の竣工日から６か月を経過していないもの

4　設計図書に関する説明書、図面、参考数量書、必要書類一覧（設備）、現場説明書、豊中市電子入札運用基準及び豊中市工事請負契約等電子入札心得（事後審査方式）（以下「設計図書等」という。）の配付

(1) 設計図書等の配付

ア　配付期間

令和７年１月１６日（木）の午後１時から午後５時まで及び令和７年１月１７日（金）から令和７年２月２６日（水）まで（土曜日、日曜日、祝日及び振替休日を除く。）の午前９時から午後５時まで

イ　配付方法

電子入札システムにより行う。

(2) その他

設計図書等の内容についての質疑の方法、日時及び場所は、設計図書に関する説明書で指示する。

5　契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

豊中市中桜塚３丁目１番１号

豊中市総務部契約検査課（第一庁舎４階）

電話（０６）６８５８－２０７５

(2) 期間

令和７年１月１６日（木）から令和７年２月２６日（水）まで（土曜日、日曜日、祝日及び振替休日を除く。）の午前９時から午後５時まで

6　申込書類の提出、入札の期間及び方法並びに入札参加資格の確認等

(1) 本入札に参加を希望する者は、(4)に定めるところに従い、次に掲げる書類（以下「申込書類」という。）を提出しなければならない。

ア　一般競争入札参加申込書（様式２）

イ　当該入札書に記載する入札金額に対応した工事費内訳書

(2) 期限までに申込書類を提出しない者は、本入札に参加することができない。

(3) 一般競争入札参加申込書（様式２）及び入札書に記載する入札金額に対応した工事費内訳書（表の形式例）の配付

ア　配付期間

令和７年１月１６日（木）の午後１時から午後５時まで及び令和７年１月１７日（金）から令和７年２月２６日（水）まで（土曜日、日曜日、祝日及び振替休日を除く。）の午前９時から午後５時まで

イ　配付方法

電子入札システムにより行う。

(4) 申込書類の提出及び入札の期間、方法

ア　申込書類の提出期間及び入札の期間

令和７年２月２５日（火）及び令和７年２月２６日（水）の午前９時から午後５時まで

イ　申込書類及び入札書の提出方法

電子入札システムにより行う。

(5) 開札日時及び方法

ア　開札日時

令和７年２月２７日（木）午前１０時４０分

イ　開札方法

電子入札システムにより行う。

(6) 資格審査書類の提出及び期間等

ア　落札候補者決定後、当該落札候補者について入札参加資格確認審査を行い、入札参加資格を確認するので、当該落札候補者は、エに定めるところに従い(ア)から(オ)までの書類（以下「資格審査書類」という。）を提出しなければならない。

(ア)　一般競争入札参加資格確認申込書（様式３）

(イ)　２(8)に係る工事請負契約書の写し及びこれに係る図面（指定したものに限る。）又は発注者が作成した工事施工証明（共同企業体により請け負った工事の場合にあっては、当該工事の協定書の写しを添付すること。）

(ウ)　経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写し

(エ)　工事費内訳書（落札候補者用）（様式４）

(オ)　誓約書

イ　期限までに資格審査書類を提出しない者は、落札候補者の資格を失うものとする。

ウ　配付方法

ア(ア)、(エ)及び（オ）の書類については、電子入札システムにより行う。

エ　提出期限及び方法

（ア） 提出期限

落札候補者決定の通知を受けた日の翌日午後５時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

（イ） 提出方法

オの提出先に持参することにより行う。

オ　提出先

豊中市中桜塚３丁目１番１号

豊中市総務部契約検査課（第一庁舎４階）

カ　入札参加資格確認審査を行った結果、入札参加資格がないと認めた者には、その理由を付して通知する。

(7) その他

ア　入札書、申込書類及び資格審査書類の作成に係る費用は、提出者の負担とする。

イ　提出された入札書、申込書類及び資格審査書類は、返却しない。

ウ　(4)イ及び(6)エ(イ)に定める提出方法以外の方法による申込書類及び資格審査書類の提出は、受け付けない。

エ　(4)で指定した日時及び方法で入札をしない者は、本入札の参加を辞退したものとみなす。

オ　(6)ア(イ)の書類は、当該工事が一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報サービス（ＣＯＲＩＮＳ）」に登録されている場合は、提出する必要はない。

カ　(6)ア(ウ)の経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写しは、一般財団法人建設業情報管理センターのホームページにおける経営事項審査結果の公表により、経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の総合評定値（最新のもの）が確認できる場合は、提出する必要はない。

７　入札方法等

(1) ３(1)に掲げる者が６(4)による方法により本工事の入札書を提出しているときは、電子入札システムに「無効」と表示する。

(2) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する金額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札回数は、１回を限度とする。

(4) 本入札については、低入札基準価格を設ける。

(5) 予定価格及び低入札基準価格は、開札時に公表する。

(6) 入札結果は、落札候補者決定時に公表する。

８　落札者の決定

開札の結果、予定価格と最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者（落札となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは、電子入札システムによりくじ引きを行って決定した者）を落札候補者とし、６(6)により提出された資格審査書類により入札参加資格確認審査を行い、入札参加資格があると認めたときは、落札者とする。ただし、当該落札候補者に入札参加資格がないと認めたときは、次順位以降の落札候補者について、順次入札参加資格確認審査を行い、落札者を決定する。

９　入札保証金及び契約保証金に関する事項

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

契約金額の１００分の１０に相当する額以上の額を納付しなければならない。ただし、豊中市財務規則（昭和４６年豊中市規則第１３号）第１２０条各号に掲げる有価証券のほか、市長が確実と認める金融機関の保証又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和２７年法律第１８４号）第２条第４項に規定する保証事業会社の保証の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、履行保証保険契約又は工事履行保証契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

10　入札の無効

入札に参加する資格のない者（３の申込制限に該当する者を含む。以下同じ。）及び虚偽の申込み

を行った者のした入札並びに豊中市電子入札運用基準及び豊中市工事請負契約等電子入札心得（事後審査方式）において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

なお、本市により入札参加資格を確認された者であっても、当該確認の後、入札時点及び開札時点において、入札に参加する資格のない者のした入札は、無効とする。

11　契約の締結

契約書を作成する。

12　支払条件

公共工事の前払金に関する規則（昭和４６年豊中市規則第９号）の規定に基づき、前払をすることができる。

13　その他

入札参加者は、設計図書等を熟読し、豊中市工事請負契約等電子入札心得（事後審査方式）を遵守すること。

14　問合わせ先

豊中市中桜塚３丁目１番１号

豊中市総務部契約検査課（第一庁舎４階）

電話（０６）６８５８－２０７５